

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	介護保険課
事業名称	介護職員初任者研修等費用助成事業費		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付要綱		
事業開始年月日	初任者研修:平成21年10月1日 実務者研修:平成29年4月1日	最終制度改正年月日	令和3年4月1日
事業目的 (実現・達成したいこと)	介護職員初任者研修または実務者研修を修了し、市内の介護保険サービス事業所に3か月以上継続して就業する者に対し、研修費用を助成することにより、本市における介護保険サービスに係る雇用確保及び従業者の資質の向上並びに介護保険サービスの安定供給に資することを目的とする。		
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	研修の修了後、市内の介護保険サービス事業所に3か月以上就業した方に対し、初任者研修について10万円を上限に、実務者研修について15万円を上限に研修費用の助成を行う。		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成21年度に、少子高齢化社会への対応として、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、船橋市民でホームヘルパー2級研修(現在の介護職員初任者研修)を修了し、市内の介護保険サービス事業所に就業された方を対象に、一人当たり10万円を上限に資格取得に係る研修費用の助成を開始した。		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成29年度より、実務者研修に係る費用の助成を開始した。 さらに、補助対象者の範囲を拡大し、市外居住者、前年度修了者も対象とした。 また、補助要件に3か月の就業を追加した。		
事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	次に掲げる要件のいずれにも該当する者【市外居住者も対象】 ① 申請日において初任者研修または実務者研修を修了しており、かつ、その修了日が、申請日の属する年度の前年度の4月1日以降であること ② 介護職員として、船橋市内の介護保険サービス事業所(※)に、修了日以降3か月以上継続して就業していること ③ 就業先である介護保険サービス事業所の運営法人等に直接雇用されていること ④ 市税に滞納がないこと ⑤ 他の公的な助成を受けていないこと ※ 「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「居宅介護支援」、「介護予防訪問看護」、「介護予防訪問リハビリテーション」、「介護予防居宅療養管理指導」、「介護予防福祉用具貸与」、「介護予防特定福祉用具販売」及び「介護予防支援」を除く。	研修に係る受講料及び教材費について、初任者研修10万円、実務者研修15万円を上限に助成する。	

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	16,666	16,680	16,684	16,538
	うち一般財源	9,166	10,493	9,078	10,407
	決算(見込)額	15,848	13,707	20,423	-
対象者数・ 交付件数など	支給決定(人)	186	161	241	-
	うち初任者	61	44	77	
	うち実務者	125	117	164	

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	千葉県介護人材確保対策事業費補助金 補助率3/4
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	あり	県の補助を受けたうえで、市として上乘せして助成を行っている。

業務量

繁忙期	5～6月(申請のてびき作成・事業周知)、2～3月(事業終了時の支払事務)								
業務頻度 (年1回・月1回など)	月2～3回								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	0.6	人工	0.1	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	3	人	2	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	介護保険課
事業名称	介護職員初任者研修等費用助成事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	財源	本事業は県の補助金を受けただけで、本市としても上乗せの助成を行っているため、今後申請者数が増加した場合に、安定的に財源を確保して同じ制度を維持し続けることができるかは分からない。	本事業によって、本市における介護保険サービスに係る雇用確保及び従業者の資質の向上並びに介護保険サービスの安定供給に資する目的は達成されていると考えるものの、市上乗せ分の助成について、適切な水準なのか、アンケート等による検証を行う。
2	事業の目的・意義、事業の効果検証	—	—
3	対象者・対象要件	—	—
4			

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	財源	—	市上乗せ分の水準の検証にあたっては、上乗せの目的が果たされているのかどうかを他市の実績などと比較分析の上、客観的に検証する。
2	事業の目的・意義、事業の効果検証	他市では県補助の範囲で実施している中で、本市は県補助よりも高い上限額を設定しているが、事業目的である市の介護サービス事業所の雇用確保や資質向上にどの程度、寄与するのか、その意義について検証が必要である。	本市独自の補助水準が、本市の事業所への就労理由となったのか、あるいは、別な理由で本市の事業所へ就労した従業者が結果的に本市から助成を受けたのかなどについて、アンケート等により正確に分析を行い、事業の意義と効果を検証する。
3	対象者・対象要件	現在、研修終了後に3か月以上就業することを条件としているが、市内事業所の定着率向上を促進するための期間としては、不十分となっている可能性がある。	研修費用助成事業については、3か月以上の就業を条件としているが、補助金を活用した職員の定着状況を考慮した上で、市内事業所の意見も踏まえ、最適な期間の設定を検討する。
4			

取組状況

※令和4年度評価結果に対する各年度の取組状況を記載しています

所属名		介護保険課			
事業名称		介護職員初任者研修等費用助成事業費			
項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況	
1	財源	完了 昨年度申請者を対象に効果検証のためのアンケート調査を実施した結果から、市上乗せ分の助成が、申請者の研修受講を促す結果となっていることを確認した。 また他市との比較によっても、本市独自の上乗せが事業の利用実績を伸ばす要因であると推測できる状況であった。したがって、事業の目的に照らして、適切な水準であると考え。	-	-	
2	事業の目的・意義、事業の効果検証	完了 昨年度申請者を対象に効果検証のためのアンケート調査を実施した結果から、市上乗せ分の助成により、申請者の市内就労に一定の効果があることを確認した。 また他市との比較によっても、本市独自の上乗せが事業の利用実績を伸ばす要因であると推測できる状況であった。したがって、本事業による新規参入の効果があるものと考え。	-	-	
3	対象者・対象要件	完了 昨年度申請者のうち約8割が、今年度においても継続して就業しており、定着率の向上を促していることを確認した。 また市内事業者への調査結果では、人材確保の問題点として、資格取得者の応募がなく採用が困難であることがあげられ、離職率の高さよりも深刻な状況となっている。 市内事業者のニーズも踏まえ、資格取得のために利用しやすく、定着効果も高い、現在の期間が最適と考える。	-	-	
4		-	-	-	